

令和元年 8 月 29 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和元年8月29日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

令和元年8月29日(木曜日) 午前10時37分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会9月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 5 件

報告 3 件

議案 11 件（条例 4 件、補正予算 3 件、その他 4 件）

認定 6 件

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について 9 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 9 月 3 日（火）から 24 日（火） 22 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前10時37分 開会

委員長（前原吉宏君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

当委員会、全員出席でありますので委員会は成立いたしております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

それでは早速、3、議長からの諮問、美里町議会9月会議についてということで、1）議案等について、行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） おはようございます。総務課の佐々木でございます。今議会につきましても御指導よろしくお願いいいたします。

議案等の説明に入る前に、実は議案書それから資料編のほうに一部誤りが見つかりましたので、その内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開いたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、今お渡しいたしました9月会議の議案書及び会議の資料等について、誤り等がありましたので、その内容について説明させていただきたいと思っております。

まず、議案第23号美里町立保育所条例の一部を改正する条例でございます。議案書の16ページになります。

16ページの条例の第12条給食費について、今回新たに条を追加するわけですが、この引用条文、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を定める内閣府令」というようなことに表記してございましたが、正確には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」ということで、引用の条文に誤りがございました。今回、この内閣府令の改正に伴いまして、その名称自体も変わっていたということでございまして、引用条文も変更しなければならなかったということで、大変申しわけございません。このような誤りがわかりました。

それから、この件に関しましては、資料編の13ページの新旧対照表のほうもあわせて第12条の条文の部分を変更させていただきたいということでございます。

次に、議案第25号令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）の部分でございまして、議

案書の33ページになります。

33ページの16款財産収入の2項財産売却収入4目出資団体解散清算金、ここの節の名称の精算金の「精」の字が誤っておりまして、その部分の変更修正をお願いしたいということでございます。

この修正に関しましては、まず議案第23号の議案と資料編の部分については、行のずれが発生するため、できればページごとの差しかえをお願いしたいと考えております。

それから、議案第25号については、シールでの修正をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

この修正の日程等については、議員の皆様にお任せするということにさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） 今、説明ありましたけれども、これについてまず確認ですが、いかがですか。16ページの議案第23号、これはいいですね。資料編の13ページは確認したと思うんですけども、前のページの12ページはどうなんですか。

総務課長（佐々木義則君） 12ページの部分についての理由の部分になるかと思いますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、これ自体は間違いありません。いわゆるこの改正に伴ってのこの中の名称の変更で、この引用条文が変わったということです。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、差しかえとシールの件なんですけれども、まず差しかえとシールについてはよろしいですか。それで、それをいつ行うかなんですけれども、これについてお諮りしたいと思います。初日でよろしいですか。（「委員長」の声あり）

休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

初日に正誤表の配付でよろしいでしょうか。それで、2日に訂正すると。それでお願いしたいと思います。訂正の件について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは戻りまして、議案等について行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、まず行政報告のほうから御説明を申し上げます。

今回の行政報告につきましては5件ということになります。

まず、1つ目につきましては、美里町の空間放射線量等の測定結果についての行政報告でございます。

令和元年度6月会議で報告した以降の令和元年6月1日から令和元年7月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。報告の内容等につきましては、別紙、美里町空間放射線測定結果の資料の内容のとおりでございます。

委員長（前原吉宏君） 続けてお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、2つ目につきましては、平成30年度南郷第2地区（農集排）真空ステーション機械設備工事【繰越明許】入札状況についてでございます。

工事請負契約において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件については一般競争入札にしました。契約の締結状況については別紙資料のとおりでございます。以上の内容を報告するものでございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

総務課長（佐々木義則君） 5件あります。

3件目につきましては、令和元年度公共下水道補第1（西原地区）污水管築造工事入札状況についての行政報告でございます。

こちらも地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結したことから、行政報告を行うものでございます。内容については別紙資料のとおりでございます。

続きまして、4件目になります。

有限会社南郷ふれあい公社の解散について、清算終了に至りましたので、その内容について報告するものでございます。

南郷ふれあい公社は、平成31年3月31日開催の臨時社員総会において、解散を決議するとともに解散に伴う代表清算人を選任し、清算事務を進めてまいりました。清算事務については、現務の結了、債券の回収及び債務の返済、残余財産の配分でございます。

代表清算人は令和元年7月23日に公社清算終了に関する報告会を開催し、同年7月26日に残余財産の配分を行ったところでございます。

当町におきましては、公社発行済み株式総数422株のうち240株を当町が所有していたことから、残余財産1,284万4,855円のうち、株式の所有割合に応じ730万5,134円が配分されております。

す。

なお、残余財産処分の完了に伴い、令和元年8月2日開催の臨時社員総会において、清算に関する決算が承認され、清算の結了に至っております。概要、内容につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。以上でございます。

それから、最後に教育委員会の関連になりますが、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価についての行政報告となります。こちらにつきましては、美里町教育委員会のほうで平成30年度事業について点検評価を行い、あわせて学識経験者で構成する美里町教育委員会評価委員会から意見をいただき、その結果を報告書として取りまとめ、令和元年8月20日に議会に提出し、その後報告しているものでございます。その内容について、行政報告を行うものでございます。

以上5件が行政報告となります。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

5件まとめてしまいました。1件ずつ、まず1番目の放射線測定結果について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、続きまして、2番目の平成30年度南郷第2地区の真空ステーション機械設置工事の入札状況について、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、続きまして3件目、令和元年度公共下水道補第1污水管築造工事入札状況について、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、4番目、有限会社南郷ふれあい公社の解散について、いかがでしょうか。平吹委員。

副委員長（平吹俊雄君） 1ページ、捨て印があるからいいと思うんですが、2号議案の佐藤信弘さんはこれでいいんですか。

委員長（前原吉宏君） 議事録の1ページですね。第2号議案の代表清算人の部分ですか。執行部、どうでしょうか。

総務課長（佐々木義則君） これは議事録のとおりですね。代表清算人は佐藤信弘さんということで、資料の7ページになりますが、登記の全部証明書の上から2段目に清算人の登記が7月25日付でされているということですので、この登記に当たってはいわゆる議事録をもって提出して、登記されたというものでございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは最後ですね。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について、い

かがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、報告は以上といたします。

それでは、次をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案関係になります。

まず、報告第11号平成30年度有限会社南郷ふれあい公社決算についての報告となります。

議案書につきましては1ページから、資料編につきましても1ページとなります。

有限会社南郷ふれあい公社が運営する美里町交流の森・交流館の平成30年度の宿泊数は2,198人、売上高は1,896万4,522円でした。平成30年度においては、宿泊数で前年度比5.8%の増加、売上高では前年度比3.5%の増加となりましたが、平成30年度の決算における法人税等控除後の当期損益は39万5,376円の純損失となりました。

以上、平成30年度有限会社南郷ふれあい公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次をお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。今議会につきましても御指導をよろしく願います。

座って失礼いたします。

報告第12号平成30年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の報告についてでございます。

議案書につきましては10ページ、資料編につきましては2ページでございます。

平成30年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は8.9%、将来負担比率は40.1%であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次をお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第13号平成30年度の公営企業に係る特別会計における資金不足比率の報告についてでございます。

議案書につきましては11ページ、資料編につきましては3ページでございます。

平成30年度の水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計における資金不足比率はありません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第21号美里町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書につきましては12ページ、資料編については4ページからとなります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され令和元年11月5日から施行されることに伴い、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることから、美里町印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、町民生活課長から御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第22号美里町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

議案書については14ページ、資料編については9ページからとなります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が同年5月31日に公布され、それぞれ同年10月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、教育委員会から御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第23号美里町立保育所条例の一部を改正する条例でございます。

議案書については16ページ、資料編については12ページからとなります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が同年5月31日に公布され、それぞれ同年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、子ども家庭課長から御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第24号美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては17ページ、資料編については15ページになります。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、水道事業所長から御説明申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第25号令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては18ページから、資料編につきましては17ページでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,546万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,657万9,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとって説明させていただきます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の36ページ、37ページのほうをお開き願ひします。

2 款総務費に948万7,000円追加いたしました。1 項総務管理費の財産管理費に笹館集会所耐震補強設計業務委託料297万円、まちづくり推進費に地域づくり支援事業補助金270万円、それぞれ追加いたしました。

笹館集会所耐震補強設計業務委託料につきましては、町の指定避難所に指定されております笹館集会所が平成30年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となったためであります。

地域づくり支援事業補助金につきましては、自主防災組織支援事業の実施予定団体の増によるものであります。

続きまして、次のページ、38ページ、39ページをお開き願います。

3 款民生費に9,093万6,000円追加いたしました。1 項社会福祉費の高齢者福祉費に北浦西部白寿館耐震補強設計業務委託料253万円、介護保険費に介護関連施設整備事業補助金6,109万1,000円、それぞれ追加いたしました。

北浦西部白寿館耐震補強設計業務委託料につきましては、町の指定避難所に指定されております北浦西部白寿館が平成30年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となったためであります。

介護関連施設整備事業補助金につきましては、宮城県の地域医療介護総合確保事業補助金を活用し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護施設を開設する事業者に対して、整備に関する費用の一部を助成し、支援を行うものであります。

2 項児童福祉費の児童福祉総務費に1,712万8,000円追加いたしました。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度が施行されることになったことに伴う関連経費が主なものでございます。

40ページ、41ページをお開き願います。

保育所費に認可保育所施設整備補助金953万9,000円追加いたしました。これは現在駅東地区に整備を進めております認可保育施設の設置運営事業者に対し、国の保育所等整備交付金の補助基準額が増額変更されたことに伴い、補助金を追加するものであります。

6 款農林水産業費に275万円追加いたしました。1 項農業費の農業農村施設費に農村婦人の家耐震補強設計業務委託料275万円追加いたしました。これは町の指定避難所に指定されております農村婦人の家が平成30年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となったためでございます。

次のページ、42ページ、43ページをお開き願います。

8 款土木費に567万5,000円追加いたしました。5 項住宅費の住宅管理費に二郷第一住宅集会所耐震補強設計業務委託料352万円追加いたしました。これは町の指定避難所に指定されております二郷第一住宅集会所が平成30年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となったためであります。

10款教育費に661万2,000円追加いたしました。

続いて、44ページ、45ページのほうをお願いします。

4 項幼稚園費の幼稚園費644万7,000円追加いたしました。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度が施行されることになったことに伴う関連経費が主なものであります。

次に、歳入について申し上げます。

30ページ、31ページにお戻り願います。

9 款地方特例交付金に2,666万2,000円追加いたしました。2 項子ども・子育て支援臨時交付金に2,666万2,000円追加いたしました。これは令和元年度の幼児教育・保育の無償化制度に伴う町の負担分について交付されるものであります。

10款地方交付税に3,793万円追加いたしました。1 項地方交付税の地方交付税に普通交付税3,793万円追加いたしました。

12款分担金及び負担金で66万円減額いたしました。2 項負担金の民生費負担金で保育所保育料（現年度分）66万円減額いたしました。

13款使用料及び手数料で2,350万円減額いたしました。1 項使用料の民生使用料で保育所使用料858万1,000円、教育使用料で幼稚園使用料1,491万9,000円、それぞれ減額いたしました。

14款国庫支出金に2,540万7,000円追加いたしました。1 項国庫負担金の民生費国庫負担金に児童福祉総務費負担金151万7,000円、教育費国庫負担金に幼稚園費負担金405万円、それぞれ追加いたしました。

2 項国庫補助金の民生費国庫補助金に保育所等整備交付金1,610万3,000円、土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金（住環境整備事業）392万3,000円をそれぞれ追加し、教育費国庫補助金で就園奨励費補助金18万6,000円減額いたしました。

続いて、32ページ、33ページをお開き願います。

15款県支出金に7,926万5,000円追加いたしました。2 項県補助金の民生費県補助金に地域医療介護総合確保事業補助金6,109万1,000円、子ども・子育て支援事業補助金1,831万2,000円、それぞれ追加いたしました。

16款財産収入に30万5,000円追加いたしました。2項財産売払収入の有価証券売払収入で出資金返還収入700万円減額し、出資団体解散清算金に出資団体解散に係る残余財産分配金730万5,000円追加いたしました。町が出資しておりました有限会社南郷ふれあい公社の解散に伴い、町に対する残余財産の分配金額が確定したことによるものです。

18款繰入金で2,887万5,000円減額いたしました。1項特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金に538万9,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で3,901万1,000円減額し、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金に474万7,000円追加いたしました。

20款諸収入で93万円減額いたしました。4項雑入の給食事業収入で給食費納付金93万4,000円減額いたしました。

34ページ、35ページをお開き願います。

21款町債で14万4,000円減額いたしました。1項町債の臨時財政対策債で1,934万4,000円減額し、総務債に150万円、民生債に120万円、農林水産業債に860万円、土木債に170万円、消防債に620万円それぞれ追加いたしました。

24ページのほうにお戻り願います。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、公共施設電気設備保守点検業務委託料（小学校・中学校・なんごう幼稚園・なんごう保育園）について、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものであります。

続いて、次のページ、隣のページ、25ページでございます。

予算本文第3条、地方債の補正につきましては、一般補助施設整備等事業債（笹館集会所耐震補強事業）を初め5件について追加し、臨時財政対策債及び防災対策事業債（防災行政無線改修事業）について限度額を変更し、一般単独事業債（豊かなふる里保全整備事業）について廃止するものであります。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 起債の関係なんだけれども、これは結局、今度一般単独事業債から緊急自然災害防止対策事業債にかえてますよね。720万円を増額して。これは当然の話だろうけれども、当然それは起債の仕方を変えることによって有利だよという判断に伴ってということだと思っただけけれども、そういうことの説明については何も無いのかな。

企画財政課長（佐野 仁君） 今回、起債のほうを切りかえますのが、一般単独事業債として

豊かなふる里保全事業ということで、この起債の充当率については75%でした。今回組み替えますのが、緊急自然災害防止対策事業債（豊かなふる里保全事業）ということで、緊急自然災害防止対策事業債というのはことし設置されたものでして、充当率については100%になりまして、交付税措置につきましても元利償還金の70%交付されるという制度が新たに設置されたものによりまして、これまで一般単独事業債では75%の交付税措置がなかったものですから、こちらのほうが有利と判断しまして、組み替えを行う内容となっております。

委員（吉田眞悦君） 質疑を受けたら答えますということかな。

企画財政課長（佐野 仁君） わかりました。説明します。（「そのほうが理解しやすくなるんじゃないのかな」の声あり）

委員長（前原吉宏君） ほかに。

委員（千葉一男君） 施策として、子ども・子育て無償という事業になっていますね。そうすると、これは固有名詞ですね。ところが説明の中で、入園料無償、こういう説明が本当にこれは無償なのかという疑問を、今までの説明の中で僕は感じているんだけども。この辺は整合性というか、整合されたか。固有名詞のところはその内容が多少違ってたって構わないけれども、説明の中で無償という言葉が適切かどうかと考えていました。

委員長（前原吉宏君） 済みません、千葉委員、ページ数で何ページですか。

委員（千葉一男君） これは9ページの中に無償という言葉があるし、あと今言ったのは、あるでしょう。これは何と言ったか、子育て何だか。

委員長（前原吉宏君） 資料の17ページですか。

委員（千葉一男君） 要するに、使い方にちょっと疑問を感じるところがあるのでいかがですかということを知っているんです。一般語として使っている無償と、固有名詞として使っているのと同じように、言葉は同じなんだけれども、どうなのかなという気持ちになったんです。そこはどうなんですかね。ここで済ましていいかどうかわからないんですけども、議会でやればいいのかもしいかな。

無償と言うけれども、説明の中で、無償のときが実際ない、無償じゃないと思うところがあるわけだ。だから、その施策の中としては固有名詞だからいいんだけども、実態の無償と全く乖離しているから、そう感じられるものがあるから、今の説明。

総務課長（佐々木義則君） この関連につきましては、お話しのとおり、実質的には、お金の流れ的には保護者からは徴収しないで、かかった費用を国のほうから財源が補填される形というところ、これはいわゆる保護者目線から見ると、結果的にはお金を出すことがない

ということでの無償化ということで、その視点で公文書関係の資料等についても無償化という形での表現で各種資料等が提起されているものですから、実際の町の内部から見れば、その経費は当然かかるわけでありまして、その部分が国のほうからの、いわゆる保護者から取る部分が補填というか財源が穴埋めされるということだけなんです、保護者からして見ればその分を出す必要がないということでの無償化という表現に統一していると。

委員（千葉一男君） それは、現状としては負担なしということだね。負担なしというのと無償というのは、実は結果として同じことになるかもしれないけれども、それじゃ違うんじゃないかと私は思っているんです。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほかに。福田委員。

委員（福田淑子君） 関連して。休憩していいですか。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

前の議案第23号との兼ね合いもありますので、議案第25号の理由につきましては、執行部のほうでもう一度もんでいただいて出していただくという形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに議案第25号について。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に議案第26号、お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第26号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書については48ページから、資料編につきましては19ページでございます。

予算本文第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,332万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,212万1,000円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、平成30年度の保険給付費等の確定による精算返還金の追加でございます。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとって御説明させていただきます。

初めに、歳出について説明いたします。

60ページ、61ページをお開き願います。

3 款基金積立金で94万8,000円減額いたしました。1 項基金積立金で介護給付費準備基金積立金94万8,000円減額いたしました。

6 款諸支出金に3,427万4,000円追加いたしました。1 項還付金及び還付加算金の償還金に国庫支出金等過年度分返還金2,888万4,000円、3 項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金539万円それぞれ追加いたしております。

次に、歳入について申し上げます。

前のページ、58ページ、59ページにお戻りください。

4 款支払基金交付金に202万5,000円追加いたしました。1 項支払基金交付金の介護給付費交付金に過年度分介護給付費支払基金交付金202万5,000円追加いたしました。8 項繰越金に3,130万1,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっています。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） これについていかがでしょうか。

休憩します。

午前 1 1 時 4 3 分 休憩

午前 1 1 時 4 4 分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第27号令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては62ページから、資料編につきましては20ページでございます。

今回の補正につきましては、業務の予定量、資本的支出の補正予算であります。

まず、第3条、予算第4条で定めた資本的支出について説明申し上げます。

議案書の65ページをお開き願います。

1 款資本的支出で639万9,000円追加いたしました。1 項建設改良費の1 目有形固定資産購入費で土地及び建物購入により639万9,000円追加いたしました。これは平成26年5月7日に町が売却した旧南郷病院医員住宅の土地に町及び購入者の両者が契約時に認識していなかった水道管が埋設されていたことが契約後に発覚いたしました。購入者から、土地及び建物を購入した当初の目的が達せられないとの申し出を受け、調査検討した結果、法的に町が水道管を撤去す

ることはできないことが判明したため、新たに当該土地及び建物を購入するものであります。

これによりまして、資本的支出合計を1億2,444万3,000円といたしております。

63ページにお戻り願います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び補填財源の過年度分損益勘定留保資金等をそれぞれ639万9,000円追加し、5,111万3,000円に改めております。

以上の補正に伴いまして、予算第2条に定めた業務の予定量の補正について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次願います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第28号工事請負契約の締結についてでございます。

議案書66ページ、資料編については21ページからとなります。

本議案は、令和元年度美里町町営山の神住宅建設工事請負契約の締結でございます。この契約は、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件つき一般競争入札により締結するものでございます。

入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による一般競争入札を行った結果、石堂建設株式会社が総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。

その後、総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、適切であったので、落札者と決定し、落札額1億2,170万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額1億3,387万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、契約議案となります。よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。（「ちょっと休憩」の声あり）

休憩します。

午前11時48分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ただいまの説明の中で、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、29お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 議案第29号工事請負契約の締結についてでございます。

議案書については67ページ、資料編については29ページからとなります。

本案件は、令和元年度美里町町営北浦第二住宅建設工事請負契約の締結でございます。この契約は入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件つき一般競争入札により締結するものでございます。

入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による一般競争入札を行った結果、石堂建設株式会社が総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。

その後、総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、適切であったので、落札者と決定し、落札額 1 億5,200万円に消費税及び地方消費税の額を加算した 1 億6,720万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては資料編の内容のとおりでございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

これについていかがですか。同じでよろしいですか。（「北陵建設とはどこですか」「古川」「大崎市だね」「はい」の声あり）

ほかによろしいですか。進めてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に30号お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第30号字の区域を新たに画することについての議案でございます。

議案書68ページ、資料編については37ページでございます。

宮城県営土地改良事業青木川地区の施行に伴い、従前地の字の区域及び字名の変更を要するため、地方自治法第260条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新たに画する字名は、練牛字大沢、木間塚字朝日、二郷字大番所の 3 区域でございます。こ

これらの字に包含される区域は、お届けいたしました議案書に記載のとおり32の字名であります。

なお、この事業の完了予定日は令和3年1月でございます。

以上、字の区域を新たに画することについての議案内容となります。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。（「休憩いいですか」の声あり）

休憩します。

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 議案第31号でございます。

議案書につきましては74ページから、資料編につきましては39ページとなります。

こちらの議案第31号平成30年度美里町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定、次の認定第1号から認定第6号、こちらの7会計の決算について一括で提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「休憩申し上げます」の声あり）

休憩します。

午後0時02分 休憩

午後0時06分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

今までを通して何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、議案等については以上といたします。

執行部の皆様、大変御苦労さまでございました。

それでは、休憩いたします。ここで暫時休憩。再開は1時半。

午後0時07分 休憩

午後1時28分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

次に、２）議員派遣についてに入ります。

議員派遣については、事務局長のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局長（佐藤俊幸君） 今回、９月会議の最終日に議員派遣についてということで、議長の口述のほうに入れさせていただきますが、一つは10月４日に県北地方町議会議員研修会がございいます。その関係です。それから、もう一つが11月15日ですが、大崎地域市町議会議員交流会、そちらのほうがございいますので、その２点について議員派遣の了解を得るといったような流れになります。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

今、事務局長から説明いただきましたが、これについて何かございいますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、３）一般質問の発言順位についてに入っていきます。

今回は９名の方から出されております。抽せんにつきましては、副委員長よろしくお願ひしたいと思います。事務局は準備をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

事務局長（佐藤俊幸君） それでは、受け付け順に進めてまいりますので、では副委員長に引いていただきます。

まず最初に、村松秀雄議員です。５番になります。

次に、鈴木宏通議員です。１番。

続きまして、佐野善弘議員です。６番。

次に、平吹俊雄議員です。３番です。

次に、我妻 薫議員です。４番。

そして、手島牧世議員です。９番です。

柳田政喜議員です。８番です。

千葉一男議員になります。７番です。

福田淑子議員です。２番です。

それでは、今度は発言順に読み上げます。１番が鈴木宏通議員、２番が福田淑子議員、３番が平吹俊雄議員、４番が我妻 薫議員、５番が村松秀雄議員、６番が佐野善弘議員、７番が千葉一男議員、８番が柳田政喜議員、９番が手島牧世議員、以上ということになりました。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

それでは、一般質問の発言順番については、以上といたします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、4）会議の期間及び議事日程についてです。

会議の期間につきましては、9月3日の火曜日から9月24日の火曜日までの22日間といたしております。議事日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の流れについて補足説明をいただきたいと思っております。

事務局長（佐藤俊幸君） 大体例年のとおりなんですが、今回ちょっと議案のほうも最初のほうは余り多くはありません。ただし、追加の提案があるような話もあります。

それで、議事日程のほうなんですが、このように一般質問9人ですので、2日あるいは3日ということで、あと議案審議、4日目の9月6日は議案審議も終えて、課長の説明、こちらのほうにもう入っていくような流れになるかと思っております。監査委員さんのほうには、9日あるいは10日ということで、監査意見書の件でお話しいただきたいということをお話ししていましたが、この流れでいくと9日にはもう監査意見書のほうを監査委員さんのほうにお話をいただく流れが来るというふうにもちょっと見込んでおります。

そして、執行部のほうから全員協議会の開催をしてほしいといったようなお話もございまして、この中身については、追加提案される予定の体育施設関係の指定管理について、あらかじめ全員協議会で説明させてもらえないかみたいな話もございまして、9日の月曜日ですが、順調にいきますと分科会の日程表の作成なんかを終えると意外と時間がとれるんじゃないかということで、この辺で全員協議会を予定させてもらってはどうかというふうにも考えておるところです。

それから、会期中なんですが、その時間を見て、先ほどの特別委員会の中でありました議会懇談会の合同会議ですね。これはチラシを出す関係、区長さんのほうにお話をする関係、その確認の意味の合同会議の開催も必要になってくるかと思っております。

それから、追加提案ということになれば、後半のほうですが、議運のほうの開催も出てこようかということでありまして、例年の分科会審査の日程の部分が正味5日間プラス連合審査と現地調査、こちらのほうはずれ込んできますと、9月20日、この日は交通安全町民大会で午前中は潰れるんですが、この日に午後から休会ということで、20日は休会という扱いになるのかなというふうにも考えております。

最終日ですが、9月24日、連休明けの火曜日でございますが、追加の提案があるということで、それから追加の提案に人権擁護委員の人事案件、こちらのほうも出そうだというところで

ざいます。

いずれまだ不確定な要素がありますけれども、そのようなことになるという大方の予想をしております。

9月会議については、大体このような日程になるかなと。ちょっとこれ、最終日を前に持ってくるというのは、やはりこれはきちきちということで不可能かと思いますので、今現在はどのように事務局のほうでは提案させていただきますので、皆さんにお諮りをお願いしたいなということで、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいま局長から説明をいただきましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「一般質問の人数」の声あり）

一般質問の人数について、平吹副委員長から出ましたけれども、どうしますか。（「4、5で切っていいですか」「4人、5人、2日間」「1日目は4人で大丈夫か」「3、4、2」「3、4、2でもいい」「いいと思います」の声あり）

では、1日目が3人、2日目が4人、3日目が2人、そういう案です。

では、一般質問は3人、4人、2人で一応予定します。

ほかによろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 今の局長の話の中だと、全協の関係なんですけど、9日か20日という捉え方をしているのかな。20日の午後、どちらかということで。

事務局長（佐藤俊幸君） 執行部の話ですと、追加の議案書を出す前に全協をやりたいということなので、やっぱり前半というか、9日とか10日とかその辺のタイミングなのかなというふうには考えます。

委員（吉田眞悦君） 9日は時間的な配分からすれば、できないことはないですね。まだ全協の中身がどうかちょっとわからないが。

ただ、9日は執行側では対応ができるということなのかな。

事務局長（佐藤俊幸君） ええ。今のところはその辺をにらんでですね。

委員（吉田眞悦君） 逆に分科会に入る前にやるといいのかな。（「うん」「日程もね」「追加議案は20日までに出すんでしょ」の声あり）あとは議長の判断。まず、わかりました。

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） 追加議案というのは、そうすると20日前にということになるんですか。20日前には追加議案を出す。

事務局長（佐藤俊幸君） ええ、そうですね、はい。あと、その後に議会運営委員会も開かなくちゃならないので。（「どこかでは十分とれるとは思いますがね」「そうですね」「議運のところまで入れておくといいかな」「17、18」「18は追加議案」「あとは何か特別何も無い限り」「例えば、20日に入れてはだめなのか。仮に議運を」「議運、それは構わないと思いますけれども」「19日あたりに追加議案を出してもらって」「ただ、連休が来るからその前には出てくる」「わかればいいですね」「そうですね」「大丈夫、どこでもとれるよ、時間」の声あり）

事務局長（佐藤俊幸君） 追加議案の議運なので、そんなに時間はかからないかなと。（「昼休みという考え方も」「そのようになるね」の声あり）

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、会議の期間及び議事日程については以上といたします。

続きまして、大きい4番、その他に入ってよろしいでしょうか。

その他について、事務局のほうから何かありますか。

事務局長（佐藤俊幸君） ちょっと連絡事項的になりますけれども、先日の所管事務調査の精算がございまして、こちらの会議が終わりましたら、高橋主事にこっこの部屋に来ていただいて、残金のほうを、精算分をお返しさせていただきます。以上です。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

あとは、当委員会の所管事務の派遣報告書の件なんですけれども、内容確認のため5分ほど時間をとりたいと思います。

では、休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後2時19分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

執行部が議案第23号及び議案第25号の整合性についてお話ししたいということです。執行部、お願いします。

資料があるんですね。では、休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時21分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

総務課長（佐々木義則君） お時間いただきましてありがとうございます。

議案第25号の資料編の17ページになります。理由の欄で、説明が不十分というようなところがございましたので、その理由の部分を訂正させていただければということで、お願いしたいと思います。

まず、現在の理由の文章の部分ですが、「幼児教育・保育の無償化制度に」となっている部分を、「子ども・子育て支援法等の改正により幼児教育・保育が無償化されることに伴い」といった表現に、この部分について訂正をさせていただきたいということでございます。

いろいろ御迷惑をおかけして申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明でよろしいですか。

総務課長（佐々木義則君） それで、こちらの正誤表を議会初日に、それから資料編17ページにつきましては議会の2日目にこのページを差しかえといった形で対応させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） 執行部のとおり、初日に正誤表をお渡しして、2日目に25号議案の差しかえを行いたいということです。よろしいですか。（「はい」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長（前原吉宏君） 御苦労さまです。

休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時23分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、委員派遣報告に戻ります。

戻りまして、委員派遣報告の3ページ目の大きい1番の4番、改めて確認で読みたいと思います。

4) 議会関係データのクラウド化、その後、括弧は全部削除しまして、タブレット端末による会議通知や各種式典等の案内通知などによる議員の情報活用能力及び活用環境の向上を図っているとなっております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに、よろしいですか。

休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時33分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

派遣報告書の2ページまでは行って、3ページ目からです。大きい1番の1)の数字が抜けていましたので書き加えます。

そこから下の4)議会関係データのクラウド化になります。括弧の中は全て削除です。その後、タブレット端末による会議通知や各種式典等の案内通知などにより議員の情報活用能力及び活用環境の向上を図っている。

大きい2番、「高校生徒」の「徒」を平仮名に直します。意見交換会について。

大きい3番、これはこのままでいいですね。包括連携協定。

大きい3番の中の一つ下の4)は全文削除します。

続きまして、4ページ、まとめでございます。上から確認します。

芽室町議会では、「わかりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」をキャッチフレーズに議会改革と活性化策を行っており、全国議会改革度ランキング5年連続1位である。今年度改選期で、議員定数16名中、新人4人、2期目7人という議員構成である。ICT計画でのタブレット活用は、本町議会でも導入について検討が必要である。高校生徒との意見交換会については、本町議会でも実現可能な活性化策であり、以後はそのままですね。文面は変わりません。以上です。

委員（鈴木宏通君） 1ついいですか。大したことで全くないんだけど、2ページの「芽室町の概要」のところ、かぎ括弧が上の「目的」とか「町議会」と空きスペースがちょっと違う。それだけなの。

あともう1点が、一番下から3行目「その他（一部事務組合）」とある。これは必要かどうかと言ったら怒られるけれども。その他で何を言わんとしているかちょっと見えないと思うからどうなかと、今思ったんだけど。

委員長（前原吉宏君） それについていかがでしょうか。

委員（鈴木宏通君） かぎ括弧は、ここは修正してもらえばいいだけだと。

これは意味合いとしては、何と言ったら怒られるけれども、その他と。

委員長（前原吉宏君） その他ってあれだよな。例えばうちのほうの広域みたいな。

委員（鈴木宏通君） 議会構成等の中のその他だから、どうかなと思ったんだけど。言っ

ているのはもちろんわかるよ。（「要らないな」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 要らないですかね。「その他」を削りますか。

委員（鈴木宏通君） もし、これがアップしたときに、聞く人が出てこないかなと思って。お願いします。以上です。

委員長（前原吉宏君） 2ページ目のそれぞれ「目的」「芽室町の概要」のところに、かぎ括弧がついています。2つ目の「芽室町議会の概要」の左側のかぎ括弧が半端にあいているので、そこを詰めると。

あと、今言った下から3行目です。「その他」も全部削除。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにその他についてないでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ終わりにします。では、副委員長、お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） 午前中、午後にわたりまして、大変御苦労さまでございます。

今、マスコミを騒がしておりますが、韓国との関係がぎくしゃくしています。特に北の軍事の軍事協定の保護協定ですかね。これがアメリカ、韓国、日本の3国同盟となるんですが、この辺、昼間もテレビでアメリカが今度仲介役として出るということに、今韓国と貿易から始まりまして、いろいろとしょっちゅうやっていますので、今後とも注視してまいりたいと思います。

それから、2日から定例の議会（「3日から」の声あり）3日からですね。定例の9月会議が始まります。皆さんの御活躍を期待しております。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後2時40分 閉会